

2020年11月9日

経済産業大臣 梶山弘志 様
環境大臣 小泉進次郎 様

自治体新電力協議会からの容量市場制度に関する意見書

一般社団法人エネルギー・地方創生ネットワーク協議会

代表理事 谷口 繁弥

自治体新電力会社の有志一同



当団体は自治体と民間企業が共同出資する新電力会社（自治体新電力会社）11社、およびその出資者28団体を会員とした一般社団法人です。

この数年間で自治体新電力会社は全国で50社以上設立され、その多くは地域の電力事業を核として地方創生を目指すという役割を担っております。収益は全て地域に還元し、小売電気事業だけでなく、省エネ・再エネなどの脱炭素化、地域のレジリエンス強化、さらにはエネルギー以外の地域事業を推進していこうとしています。

このような自治体新電力事業の意義が広く認知され、経済的にも自立した経営が実現できていることから、国や地方の行政等（経済産業省様や環境省様、各市町村及び都道府県など）にもご評価をいただいております。また、現在多くの自治体が地域循環共生圏推進の一環として自治体新電力設立の検討をしており、国や地方の行政等から各種補助事業や自治体新電力の取組紹介など多様な支援をいただいております。

今回の容量市場制度の実施により、電力システム改革の要素である小売電気事業が衰退縮小し、改革そのものの失敗につながる事が予見されております。地方創生の大きな要素の一つである自治体新電力を立ち行かなくさせれば、地域の再生・再活性化は頓挫し、地域経済の疲弊に歯止めがかからず、延いては日本経済の衰退にもつながりかねません。

そこで、容量市場制度に関して以下5点の観点から意見を申し上げます。

1. 容量市場制度の全面的見直し

将来にわたる安定電源確保の必要性に関して異論はなく、安定電源確保の原資が必要なことは十分に理解している。しかし、小売電気事業者はその多くを負担させることは、容量価値のある化石電源を保有していない小売電気事業者の衰退縮小につながり、ようやくその基本構造が形成されつつある電力システム改革の実現を危うくさせるものである。これを避けるためには、新しい電力システムの全プレイヤーが「妥当性があり且つ変動の小さい費用」を公平に負担する制度にすべきである。市場原理に過大な期待を抱いた現行の容量市場制度は、容量価値のある化石電源を保有していない小売電気事業者（および需要家）に「妥当性が不明瞭で価格が不安定な費用」を負担させる制度になってしまっている。従って電力市場における各ステークホルダーの現状に合わせて制度を再検討すべきである。

2. 目的（電源の維持・開発）以外の利用を防止する徹底的な監視

容量市場より大きな収入を得る旧一般電気事業者が、これを原資に小売部門の値下げを一次的なシェアの取返しのために行うことが、新電力にとって最も懸念されている。これを避けるため、この収入は発電部門の電源の維持・開発以外の費用に充てられることが無いよう監視すべきであり、特に旧一般電気事業者の発電部門から小売部門への卸売価格のみが減額されること（容量市場の主旨にそぐわない内部補助）が無いよう

にすべきである。例えば、内部（発電部門→小売部門）と外部（卸市場および相対卸契約平均）の価格差を相対的な指数等で公開させるべきである。特に 2024 年度以降に顕著な変化がないか監視する意味では来年度からでも実施を検討いただきたい。旧一般電気事業者の発電部門と小売部門の内部補助は以前から問題となっており、この機会に発電部門の法的分離も含めてあり方を再検討いただきたい。

3. 容量市場価格は戦略を織り込み精緻な算出とするべき

容量市場価格の算出は発電事業者のみの恣意的な申請によるオークションでなく国の精緻な算出に基づくものでなくてはならない。

また、その対象は単純な一律のリブレース原資や「改革の趣旨にそぐわない設備」の休止維持費などは除外すべきで、長期的戦略に基づく選定が必要と考える。つまり、効率の低い石油火力等の維持費を考慮した高い価格に定めるのではなく、高効率火力等の新設による固定費として妥当な額を定めることで、低効率電源の廃止を促し、高効率電源の新設を促すべきである。合わせて発電事業者の建設判断を後押しするため新設電源については容量価格を長期固定することが望ましい。そうであれば最終需要者である国民も事業者も納得のできるものとなる。

4. 脱炭素に貢献する電源等の容量価値評価

現在は石油火力も再エネも同じ容量価値が適用されているが、脱炭素化の促進の観点からは再エネ等にはプレミアムを付与することが望ましい。再エネ発電設備だけではなく、太陽光や風力の不安定性を改善する「再エネ発電設備併設の蓄電池」による容量価値や DR など火力と比べて同じ容量を提供する際の温室効果ガス排出は非常に小さいため、一定の評価が与えられるべきと考える。

5. 地域の総合効果を織り込んだ軽減措置

脱炭素化、地域レジリエンス、地方再生などにおいて重要な役割を担う自治体新電力は、総合政策の視点から見れば、その効果に見合った合理的な説明の上での上記の容量負担金の軽減があってしかるべきである。自治体新電力が創出する効果の例としては、経済産業省が検討している配電ライセンス制度の運用があげられる。再エネを主力電源とする分散電源化やエネルギーレジリエンスの強化のために必要不可欠と理解しているが、この地域単位で配電線網を独立運用するための運営主体としては自治体新電力が最有力視されている。その理由は、地域インフラを長期的に維持・運営するには短期的な営利を目的としては成立し得ないこと、自治体の協力が必須なこと等にある（※）。

※昨年の千葉県大停電の際、自治体新電力が運営するマイクログリッド電力システム（自営配電線により電力供給をする小さいエリアを構築）内の道の駅や町営住宅については、周囲が停電する中、電力供給が継続され防災拠点としての役割を果たした。この事例は数多くのメディアにも取り上げられ、分散エネルギーシステムにおける自治体新電力への期待が高まっている。

以上、電力システム改革における自治体新電力の役割の重要性も鑑み、容量市場制度の見直しを要望します。

本意見書は、エネルギー・地方創生ネットワーク協議会とそのメンバーおよび本意見書に賛同いただいた自治体新電力会社によるものです。

【エネルギー・地方創生ネットワーク協議会メンバー（設立順）】

こなんウルトラパワー株式会社（滋賀県湖南市）
南部だんだんエナジー株式会社（鳥取県南部町）
奥出雲電力株式会社（島根県奥出雲町）
株式会社 CHIBA むつざわエナジー（千葉県睦沢町）
ネイチャーエナジー小国株式会社（熊本県小国町）
そうまIグリッド合同会社（福島県相馬市）
Coco テラスたがわ株式会社（福岡県田川市）
亀岡ふるさとエナジー株式会社（京都府亀岡市）
株式会社かみでん里山公社（宮城県加美町）
株式会社ミナサポ（長崎県南島原市）
株式会社西九州させぼパワーズ（長崎県佐世保市）

【本意見書に賛同する自治体新電力会社（五十音順）】

おおすみ半島スマートエネルギー株式会社（鹿児島県肝付町）
かけがわ報徳パワー株式会社（静岡県掛川市）
株式会社いちき串木野電力（鹿児島県いちき串木野市）
株式会社 karch（北海道上士幌町）
株式会社北九州パワー（福岡県北九州市）
株式会社中之条パワー（群馬県中之条町）
株式会社ながさきサステナエナジー（長崎県長崎市）
久慈地域エネルギー株式会社（岩手県久慈市）
グリーンシティこばやし株式会社（宮城県小林市）
高知ニューエナジー株式会社（高知県須崎市・日高村）
銚子電力株式会社（千葉県銚子市）
ながの電力株式会社（長野県小布施町）
ひおき地域エネルギー株式会社（鹿児島県日置市）
東広島スマートエネルギー株式会社（広島県東広島市）